

地域包括支援センターの公募制について

1 鶴岡市の地域包括支援センターの経過について

地域包括支援センターの運営は、2006年（平成18年）に鶴岡市地域包括支援センター（市直営）1か所からスタートした。開設から3年間は、市職員のほか、在宅介護支援センターを運営している9法人から専門職の出向を要請し、共に地域包括ケア体制の基盤を作ってきた。このことは、各法人との相互理解と、地域包括支援センター業務の平準化を図り、法人への委託を段階的にすすめることにつながられた。

そして、2015年（平成27年）4月からは、市直営を廃止し、全て委託となっている。

＜ 地域包括支援センター運営主体の変遷 ＞

年・月	運営主体の状況	運営主体数
2006年4月	鶴岡市地域包括支援センター開設（市直営）	市1
2009年4月	鶴岡市社会福祉協議会、鶴岡地区医師会に委託開始	市1、委託2
2012年4月	社会福祉法人一幸会、思恩会、ふじの里、羽黒百寿会に委託開始	市1、委託6
2013年4月	社会福祉法人恵泉会、朝日ぶなの木会に委託開始	市1、委託8
2015年4月	市直営廃止し、全エリア委託となる	委託8
2017年10月	社会福祉法人あつみ福祉会に委託開始	委託9
2018年10月	地域包括支援センターの再編（担当エリア一部変更）	委託9

*現在の地域包括支援センターの状況はP4 別表のとおり

2 公募制導入について

本市ではこれまで、地域とのつながりや信頼関係、運営の継続性を確保する観点から、在宅介護支援センターの経験がある同一法人に委託し、地域包括支援センターを設置・運営しており、現状において、いずれのセンターも適切な運営が行われていると評価している。

今後さらに、地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、国の評価指標も活かしながら、地域包括支援センター業務の質の向上に取り組む必要がある。

また、地域包括支援センターの委託については、業務の特殊性から、これまで公募制をとってこなかったが、全国的には公募制をとっている自治体が出てきており、現在の受託法人以外からも受託希望の声が出されている実態もあり、受託事業者選定の透明性を担保する観点から、公募制を導入することが望ましいと考えられる。

3 公募を実施する場合の方法について

公募制を実施している他市の状況を参考にして作成

検討項目	考え方
①導入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・(参考：他市の例) 公募から事業開始の期間は、6～11か月間。 ・現在の受託法人及び関係機関、地域団体等への周知期間や、職員体制等の準備期間を確保した上で、可能な限り早期に実施する。 ・<u>2019年度(平成31年度)に公募を実施し、公募選定した事業者への委託業務開始は2020年度の4月からとすることが可能か。</u>
②委託期間(公募間隔)	<ul style="list-style-type: none"> ・(参考：他市の例) 2年半から5年の長期契約、又は単年度契約ではあるが5年間は同一法人に委託している。 ・地域住民や関係機関等との関係構築・維持の観点から、短期間で受託法人が変更となる可能性があるのは望ましくない。 ・鶴岡市の委託業務の長期契約は最長3年、指定管理者制度は3～5年と規定があるため、<u>3年の長期契約か単年度契約の5年間継続とすることが望ましいか。</u>
③公募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・(参考：他市の例) 日常生活圏域を決めて、<u>その圏域ごとに受託法人を公募する。</u>
④応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・(参考：他市の例) 市内に事業所を有し、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、かつ担当圏域内にセンターを設置することができ、<u>次のいずれかに該当する法人とする。</u> ①介護保険法に基づく指定を受け、事業所を運営している法人 ②老人福祉法に基づく在宅介護支援センターの運営経験がある法人
⑤選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・(参考：他市の例) ①応募書類を庁内選考委員会にて審査し選定する方法。 ②事業者プレゼンテーション及びヒアリングと合わせて書類審査を行い選定する方法。
⑥選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・(参考：他市の例) ①事業者の基本理念・運営方針 ②運営計画 ③人員確保 ④法人実績 ⑤リスク管理

※ 公募を実施する場合、実施方法の詳細(選定方法・評価基準など)については、地域包括支援センター運営協議会において今後引き続き検討することが必要と考える。

4 公募を実施する場合の今後の予定

- 平成30年度
- ・公募制導入に関する市の方針決定
 - ・公募制導入について関係機関、関係団体等に周知
 - ・地域包括支援センター運営協議会で実施方法について検討(3月予定)
- 平成31年度
(2019年)
- ・地域包括支援センター運営協議会で実施方法の詳細について検討(5月予定)

地域包括支援センターの状況 (平成30年10月～)

別表

地域包括支援センター名	法人名	担当地域	高齢者人口 H30.3.31現在
地域包括支援センターかたりあい	鶴岡市社会福祉協議会	第6学区、大泉、上郷、由良、三瀬、小堅	6,723
地域包括支援センターなえづ	鶴岡市社会福祉協議会	第2学区、斎、黄金	3,473
地域包括支援センターつくし	鶴岡地区医師会	第3学区、湯田川、田川	4,476
健楽園地域包括支援センター	一幸会	第1学区、第4学区	6,481
永寿荘地域包括支援センター	恵泉会	第5学区、栄、京田	3,309
しおん荘地域包括支援センター	思恩会	大山、西郷、加茂、湯野浜	4,610
地域包括支援センターふじしま	ふじの里	藤島地域	3,651
地域包括支援センターかみじ荘	羽黒百寿会	羽黒地域	2,833
地域包括支援センターくしびき	鶴岡市社会福祉協議会	櫛引地域	2,462
地域包括支援センターあさひ	朝日ぶなの木会	朝日地域	1,639
地域包括支援センターあつみ	あつみ福祉会	温海地域	3,307

